

## これまでのWG（第1回～第3回）における構成員の主な意見

区 分	主 な 意 見
1. ワーキンググループ全般に関すること	<p>&lt;第1回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来年3月までにガイドラインを作るとなると、かなり具体的な作業になるが、これは全員で会議をやっていてもできるものではないので、どういう形で進めて行くのか。</li> <li>・ 次のステップは、具体的にどういうものを作っていくのかというモデルのイメージの共有。それは自治体の規模によってもかなり違いがあり、自治体の例を学びながら、具体的に幾つかのモデルについてイメージを共有することが必要。</li> <li>・ 在宅支援を強化していくためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかという観点に収れんするような形で具体的な意見を出したい。その後、なるべく早く、運営指針のたたき台を出し、それに基づいて具体的に議論をしていく。</li> </ul> <p>&lt;第2回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本日の議論を踏まえ、事務局において拠点の運営指針案のたたき台（案）を作成し、次回ワーキンググループで議論したい。</li> <li>・ ハイリスクという表現について、要支援との違いなど言葉を明確にすることが必要。</li> <li>・ コミュニティー・ソーシャルワークについて、要対協の調整機関の要素の中に含まれるのかもしれないが、言葉の整理が必要。</li> </ul>
2. 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策	<p>&lt;第1回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者に対して、相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供することが必要。また、日常的で継続的な支援、学びの場づくり、具体的に使えるサービス・事業の提供・開発、訪問、同行など寄り添い型支援、困り感への気づきやケースへの対応、研修が必要。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核となって支援できる拠点が重要。その支援の中身は、一方で、子どもの問題、親の問題などに関するアセスメントを適切にした上で、もう一方で、その地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメント、見立てから介入プランを立て、そのプランの見直しを適宜やっていくようなコミュニティ・ソーシャルワークが基本になる。</li> <li>・社会資源を熟知していなければ、コミュニティ・ソーシャルワークはできない。拠点は、そのコミュニティ・ソーシャルワークを中心に行うべき。</li> <li>・一定の介入と支援、矛盾するような役割を身近な市民サービスで弁証法的にも統合していくことが期待されていて、それが拠点の整備につながるのではないか。</li> <li>・拠点機能については、各市町村で様々なサービス窓口があるが、その窓口の中からケースワーク機能を集中させるイメージで捉えてはどうか。虐待予防、虐待対応が中心になると思うが、そのためには、いろいろな社会資源をつなぐことも含め、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要。</li> <li>・拠点機能と要対協の調整機関との整理をどうするのか検討が必要。</li> <li>・拠点について、市区町村の支援業務を委託可能とした際に、市区町村が委託をする前提を考えることが必要であり、公的な事も含めて前提とするのであれば、委託する場合のガイドラインなどが必要。</li> <li>・（拠点のモデルとしている）子供家庭支援センターに関して、本 WG で東京都の説明があっても良い。</li> <li>・子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開は、必要と思う点と、要対協とかなり構成メンバーやネットワークが重なってくるため、その役割分担や連携、橋渡しをどのようにやっていくか、マニュアルなどに落とし込んだ方が良い。</li> <li>・何かあったときは市町村に通報する仕組みはできているが、窓口で好んで虐待や支援の相談をしてくる人は居ないため、予防してくれる場所というの必要。</li> <li>・0歳から18歳までが対象となる児童館が、虐待予防の拠点施設として考えていけるのではないか。</li> <li>・（拠点のモデルとしている）子供家庭支援センターでは、保護者が精神疾患もしくは疑いがあったり、DVやアルコール依存症の問題など、子どもの虐待とは非常に綿密につながっていて、家族を総体で見るというソーシャルワークが重要。</li> <li>・助けを必要としている親が、ここだったら居心地が良いので続けて行きたいと思うバリエーションや選択の余地を残し、親に寄り添う支援者が連携を図り、全体を眺めていくことを意識して関わり続けることが重要。</li> <li>・現場は、子育て世代包括支援センターと（拠点の関係について）非常に混乱しているため（関係性の）整理が必要。併せて、要対協の事務局（調整機関）についても整理しておいた方がよい。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<p>&lt;第2回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点の名称については、市民が理解しやすい名称を検討すべき。</li> <li>・拠点は、新たな社会的養育という観点から市町村の役割を考えると、要保護に限定すべきではなく、すべての子ども・家庭を視野に入れることが必要。</li> <li>・虐待通告があつて保護できない子ども達を、保護の対象と考えるのか、支援の対象と考えるのか住み分けが必要。</li> <li>・市民が相談に訪れやすくするため、相談室を設けるなど、ハード面の整備も必要。</li> <li>・子育て世代包括支援センターとの関係性の整理の他、児童養護施設や児童家庭支援センターなど既存の社会的養護の支援との関係も整理が必要。</li> <li>・ソーシャルワークとして市町村が機能するためには、社会資源である児童家庭支援センターや民間団体等との連携のあり方を示すことが必要。</li> <li>・一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センター事業などでも、困難な家庭を把握しているため、そこに関わる者の育成機能も必要。</li> <li>・市役所内には、母子保健や精神保健、障害児支援など複数の窓口があるため、拠点が関係部署との中でどういった位置づけになるのか示すことが必要。</li> <li>・虐待通告があつて在宅支援となった時に、拠点到どういった形でつながっていくのか、一定の制度的な枠組みが必要。拠点につながることを担保しておくことが必要。</li> <li>・外部に委託しているものを含め、既存の事業をどれだけ整理して、拠点に包含できるか検討が必要。</li> <li>・顔の見える連携ということが大切であり、母子保健でやっているポピュレーションアプローチをベースに、そこからケアが必要な子ども等に対して関わりを持ち、切れ目なく子育て支援が重なってくイメージが大切。</li> <li>・支援対象者は、要保護、要支援レベルと絞り込んで集中的に支援を行うべき。</li> <li>・拠点と児童相談所の役割分担のマニュアルを作成し、共同でアセスメントを行うことが大事。</li> <li>・支援対象は、全ての子ども家庭とし、その中で虐待を受けた、あるいは虐待を受けたとされる子ども達の支援には、十分な力をもって対応していくことが必要。</li> <li>・親自身に自覚がない場合は、関係機関も関わりながら通告・相談にのることが必要。</li> <li>・市と児童相談所がどういった形で連携していくのか、施設からの対象児童をどのような形で支援に入っていくのかなど議論が必要。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点は、単にリソースが1つ増えたということにならないよう、ソフト事業として、しっかりとしたネットワークを構築することが必要。</li> <li>・ 既存の機関をコーディネートしながら、どの事業とどの事業を組み合わせる支援に結びつけたら良いのか、調整できる機関が必要。</li> <li>・ 今ある事業を最大限活かしながら、それを調整して包括的に支援に結びつけていくシステムの構築が必要となり、それにはコーディネーターが庁内の様々な部署の事業を把握できるかが重要。</li> <li>・ 専門性の高いサポートをするには、直営で担うのは難しい。民間の力を最大限活用しながら、連携することが必要。</li> <li>・ 民間だけの運営では、庁内のコーディネートなど様々な課題が生じるため、行政の中にも担当部署を作り、ケースワークを受け付ける担当者が必要。</li> <li>・ 指定管理の場合、行政がどこまでやるかガイドラインのようなもので示すことが必要。</li> <li>・ 虐待対応は、危険な目に遭う場合があるが、それに対応できる保険がないため、職員のケア、保障が必要。</li> <li>・ ケースの情報も重要だが、関係機関においてキーパーソンを考えながらマネジメントしていくことが重要。</li> <li>・ 支援対象は、要支援児童、保護者といった個人ではなく、子ども家庭とし、関係性を含めたシステムとして考えなければならない。</li> <li>・ 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」における障害と高齢者と児童をどう考えるか、周りとの連携についても示すことが必要。</li> <li>・ ケースワークができるなど、相談を受けた後に動ける拠点にすることが必要。</li> <li>・ 委託できるとする部分について、全部なのか一部なのか示すことが必要。</li> <li>・ 支援対象については、要保護、要支援と定義で悩む話ではなく、どういう関わりなのか、緊急度なのかというところで議論するのではないか。</li> <li>・ 支援内容については、「調査を行う」とか「情報を受ける」など、少し強めの言い方が必要。</li> <li>・ 類型について、要対協と保健所のシステムを分けるのであれば、橋渡しについて示すことが必要。</li> <li>・ 敷居を低くして、結局何もやれなかったとならないよう、ファーストアクセス、フォローの重要性というところでは、力のあるケースワーカーを配置して、柔軟に対応しなければならない旨を示すことが必要。</li> <li>・ どういうリスク、兆候があれば要支援児童として把握して上げていくのかが重要。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広場などを利用した全ての子育て家庭を網羅的に見るやり方と、専門機関として他の機関からの相談でつながるやり方など、自治体に応じてその機能を付ければ良いと思うが、全体の子育て家庭との連携が上手くできていないところもあるため、もう少し幅広い形で対応していかなくてはならない。</li> <li>・ このガイドラインは、運営のガイドラインであるため、どうやってアセスメントするのかなどを示す教科書が別途必要。</li> </ul> <p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口区分で3類型を作る場合も、各県の地理的状況や道路・鉄道事情など実情に合わせて県が整理し、国が監督することが妥当。</li> <li>・ 拠点の区割りには、基幹病院や保健所の設置が含まれた二次医療圏の考え方を反映した方が、市区町村の既存の事業区分にもそうし、住民に優しいシステムになる。</li> <li>・ 支援対象は、児童虐待に特化せずに、医療的ケアの必要な子ども、身体障害、経済的困難など、困りのある家族ごとに把握し、必要な支援を提供することで、子どものウエル・ビーイングに焦点を当てた真のケアシステムが構築される。</li> <li>・ 運営指針のたたき台について、拠点が全ての支援を担うような内容に感じる。要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携して支援を行うことについて記載が必要。</li> <li>・ 支援計画の作成について、拠点が支援計画を作るのではなく、関係機関とともに個別会議を開催し、情報を共有し見立てを行いながら作成することについて記載が必要。</li> <li>・ 支援及び指導について、関係機関とともに役割分担をすることが必要。また、サービスの提供は拠点が行うのではなく、関係機関と協議し、調整をした上で提供を行うことについて記載が必要。</li> <li>・ 関係機関との連携・共同について、実務者会議において調整機関のリーダーが進行支援に責任を持っていることの記載が必要。</li> <li>・ 支援計画については、関係機関が共通の目標を立て、当面の課題を持ち、役割を分担し取り組む。またフィードバックをしながら、目標に向けて支援を共同で行うことが必要。</li> <li>・ 相談から必要であれば支援が届くという仕組みが必要であり、モデルとして、子育て世代包括支援センターと、地域子ども家庭支援拠点、要保護児童対策協議会拠点（仮称）という形で担うということが考えられる。</li> <li>・ 支援対象は、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭として、具体的には各市町村の実情に委ねるのが適当と考える。（付記するならば、「広く全ての子ども・家庭を視野に入れながら、その必要度に応じて必要な支援を拠点として行っていく。」とするか。）</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援対象を、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭とした場合、要保護児童対策地域協議会の支援対象と重なるため、整理が必要。</li> <li>• 支援内容は、改正児童福祉法第 10 条の 2 の順番（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援）に沿って整理した方が良い。</li> <li>• 個別ケースの相談対応については、虐待防止法に基づく虐待通告、児童福祉法に基づく要保護児童の通告、改正児童福祉法に基づく要支援児童等に対する情報提供の受理を盛り込むべき。</li> <li>• 児童相談所からの委託を受けて行う支援内容については、個別ケースの対応の相談、調査、指導の中につけ加えるか、最後に別途「6」として追記するか。</li> <li>• その他必要な支援として、非行相談はどうするか。非行相談も、要保護児童又は要支援児童に含まれるため支援対象となると思うが、養育里親支援等も含めてどこまで対応するのかについては、市町村の実情に委ねるのが適当。</li> <li>• 類型は、何万人から何万人という形で幅を持たせて記載した方が分かりやすい。</li> <li>• 他の社会資源等との関係性については、拠点の機能として最低限ははっきりさせておくべきことのみを記載し、その他については、市町村の実情に委ねても構わないとし、書き分けが必要。</li> <li>• 指針の冒頭に、作成目的・趣旨などを記載することで、指針の位置づけが分かりやすくなる。</li> <li>• 総務省の調査結果で分かるように、児童相談所と市町村の役割分担については、児童福祉司と市区町村職員では溝があり、連携して効果的に拠点を運営をすることに対して懸念がある。</li> <li>• 要保護児童対策地域協議会についても、児童福祉司と市区町村職員では、意識にずれがあり上手く連携できていない部分がある。拠点を中心として連携していくことが必要。</li> <li>• 児童福祉司指導は、都道府県毎にバラツキがある中で、拠点が児童福祉司指導の委託に対して、どのように対応すべきか記載することが必要か疑問。地域の実情や、都道府県ごとの考え方や対応も必要。</li> <li>• 児童相談所も、児童福祉司指導の対応に差があるため、都道府県レベルでの整理も必要。</li> <li>• 支援対象については、何故拠点を作らなければならないのかということを明確にすることが必要。要保護児童、要支援児童、特定妊婦等を支援の対象として考えなければ、何のために拠点をつくるのか疑問。</li> <li>• 拠点と子育て世代包括支援センターを分けて考えることが必要。</li> <li>• 要保護児童対策地域協議会をどのように市町村の中で機能させていくかが重要。基本的には、拠点の中で要保護児童対策地域協議会を持つことを原則に考えるのが現実的。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における虐待対応担当窓口職員の経験年数や専門資格については、例えば、少なくとも業務経験年数6か月未満の割合が10%などといった数値目標が必要。</li> <li>・実施主体について、社会福祉法人等へ委託する場合は、法人の構成員の資格や経験年数などの基準を示すことが必要。</li> <li>・支援対象は、定義論に拘泥すべきではなく、緊急なのか、重大なのかが重要。</li> <li>・支援内容は、指針のようにもう少し詳細に定めるべき。支援の前提として集めるべき調査事項の記載も必要。</li> <li>・市町村指導は、初めての制度のため、責任の権限の所在などある程度明確にする意味でかき分けが必要。</li> <li>・類型において、1人が担当する事件数の目安が必要。</li> <li>・市町村が子ども家庭支援を担う、支援の中心は市町村、それをやる拠点を設けるものであって、虐待対応だけをやるものではない。</li> <li>・拠点は虐待対応だけではなく全ての支援を行うものであるため、要保護児童対策地域協議会に上げるケースは、関係機関が集まって、対応が必要なケースをピックアップしないとやっていけなくなる。</li> <li>・虐待か否かにこだわるのではなく、緊急性のあるケースや困難なケースを要保護児童対策地域協会の中で取り組んで、その中で支援方策を進めて行く拠点であるべき。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会と拠点の支援対象の重なりをどのように整理するのか。</li> <li>・拠点は、進行管理の対象としては広いが、支援を直接担う部分は少ないという括りもあるため、要保護児童対策地域協議会との関係について整理が必要。</li> <li>・ポピュレーションアプローチが必要ということ、心配な子どもにはしっかり関わること、本当に危ない子どもは児童相談所がしっかり関わることについては合意されている。拠点がどこを担うものなのか整理が必要。</li> <li>・「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村の拠点が包含する形で検討していたが、法律になって、ポピュレーションアプローチが外へ出たイメージになってしまった。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の調整機関にしても、子ども家庭支援の拠点としても重要なのは、責任を持つこと。</li> <li>・「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村が責任を持てる体制、地域をベースにしたソーシャルワーク機能を持つ事が大事という議論が根っこにあった。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携について記載が足りない。共同の仕組みをどのように制度化するか、その中で市町村の責任をどのように位置づけるかが大事。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の支援機能は、市町村毎に温度差があり、必要な支援ができていない。その支援の仕組みとして養育支援や家事援助まで含めて、市町村が総合的に行うための拠点。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今ある現状の要保護児童対策地域協議会を大事にする。母子保健側と要保護児童対策地域協議会側に1人ずつコーディネーター役をつくり連携して対応する。また、学校コーディネーターするためのコーディネーターを1人つくり連携するイメージが良い。</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会は大事だが、個別対応に追われてしまい、マネジメント機能が弱い。そういう意味で支援の拠点の整備するものと理解している。</li> <li>・ 市町村が今までやってきた母子保健や子育て支援を適切に行い、ポピュレーションとして安心して子育てができるように、子どもが守られるようにという仕組みを作り、尚且つ、心配な子どもについては拠点という言い方で調整機能をやっていくものと理解している。</li> <li>・ 即座に児童相談所で措置になるような重度のケースの場合は、要保護児童対策地域協議会に出てこない場合がある。先々帰ってくることを考えると、市町村がそういった重度のケースについても把握することが必要。</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割は、拠点の中の一部。</li> <li>・ 関係機関との連携について、拠点ができた時に、1つの物ができてばらばらになるというより、それを統合して共同で対応できる仕組み、機能にすることが大事。</li> <li>・ 市町村と児童相談所の連携は、温度差があり非常に難しい。児童相談所との連携は、大変重要なテーマであり、拠点の指針の中の記載が必要。</li> <li>・ 連携を強化しましょうではなく、何をすることが連携なのか具体的に書かなければならない。</li> <li>・ 市町村をベースとして、要保護児童対策地域協議会の機能との関係、児童相談所との関係をどうするか整理が必要。</li> </ul>
<p>3. 市区町村が虐待対応の具 一体的な支援業務（要支援 児童等の情報提供、児童相 談所からの委託を受けての 通所・在宅による指導措置 等）を適切に行うために必 要な支援方策（ガイドライ ン）や専門人材の養成及び 確保方策</p>	<p>&lt;第1回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要対協の調整機関に、児童相談所からの送致や、通所・在宅支援の委託、要支援児童の情報提供などにより、様々なケースが集約される一方、そのケースやリスクについての「るつぼ」と化してしまうところや、周囲からの万能感のような部分での調整機関としての負担感が危惧される。</li> <li>・ 要対協の調整機関には、ケースワークとして児童相談業務の専門性を高めることが必要。そのケースワークは、児童相談所、学校、警察などの様々な社会資源と家族との相互作用を受けて、どのように家族が自己変容していくのかの把握が必要。</li> <li>・ 市区町村が在宅支援機能を主に担い、児童相談所が分離保護機能を主に担う中で、市区町村の在宅支援こそが専門的な知識や技術を必要とし、2つの機能を持つ児童相談所と市区町村が一体的に機能して総合的な支援がなさ</li> </ul>



区 分	主 な 意 見
	<p>れることが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村と児童相談所の役割分担が強調・先行されすぎるとまずい点もあると考える。要対協の枠組みで他の機関も含めて、協働やケース共有、シェアするという視点・考え方が重要。</li> <li>・市区町村はいろいろ規模、力量があるため、それに応じて、今の段階で市区町村と児童相談所でどのレベルまで行うかを話し合っていくことが重要。それを受理から調査アセスメント、支援、進行管理、終結に至るまで、その段階ごとに細かく取り決めていくことが必要。</li> <li>・地域資源を最大限活用していくときのコーディネーターの力が大きく支援に作用するため、特に市町村で本格的なきめ細かな支援に取り組んでいくには、包括的な支援をコーディネートできるコーディネーターをどのように育成していくかがポイント。</li> <li>・児童相談所と市町村の役割は自ずと違うため、市町村はより身近な存在となつて、具体的な支援をしていくことを掘り下げる必要があり、どこの機関が専門性を持ちながら行うかが、市町村に課せられていると考える。</li> <li>・委託と事案の送致では、前の組織が作った見立てをそのまま受け継ぐのではなく、ケースの状況が変わるため、行政処分の効果や、現場での対応などもしっかり詰めておくことが必要。</li> <li>・地方では、児童相談所が近くに設置されていないため、連携が難しい。市町村窓口や関係機関が前面に立つと、その後の支援がやりづらくなるため、児童相談所が前面に立って、そのもとで市町村が動けるような仕組みができていけば、市町村も動きやすい。</li> <li>・措置決定のプロセスにおいて、市町村が見てきている現実が、児童相談所に伝わらなくなっている。本来であれば保護しなければいけなかった子どもたちがこぼれていっているということがあるため、しっかりと調査をするべき。</li> <li>・措置解除後の在宅養育支援ネットワークが必要。市区町村は児童相談所から書類を受ける前から、在宅養育に向けてのプランニングをしていかなければいけない。そのプランニングはどこが責任を持ってやっていくのか、その際に子どもを保護していた施設の情報はどのようにそのプランニングに活かされていくのかということも重要。</li> </ul>
	<p>&lt;第2回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの程度を要支援児童というのかが難しい。市町村毎に異なるため、大まかな指標が必要。</li> <li>・一般と要支援の境目、要支援と要保護の境目をどう示すかによって、市町村の対象ケース、業務量が変わってくる。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援の段階で3段階くらいに分けて支援を行うようにした方が良い。</li> <li>・ 児童相談所が枠組みをつくって、支援そのものは市町村が行うという構造の中で、どのように具体的にやっていくのかの整理が必要。</li> <li>・ 多くの人が集まる利用拠点に携わる人は、虐待の理解や地域の中の子育て相談サービスの構造を理解しておく必要があり、研修が必要。</li> <li>・ 在宅での通所指導などが、児童相談所から市区町村に委託をされてくる中で、10代後半の非行児童への在宅支援については、市町村として未知の領域であり、対応等を示すことが必要。</li> <li>・ 専門性を持つ職員の確保が難しくなっている。募集をかけても都市部には集まる傾向があり、市町村には集まらず担い手がいない。</li> <li>・ 狭い市町村というのは、広域で対応していくことを検討しなければならない。</li> <li>・ 助言者の講師の予算を確保し、専門性を担保することで、子ども家庭支援センターが成熟し、それから一緒に関わる子どもに関連するネットワークの関係機関がスキルアップしていくと考えている。</li> <li>・ 専門家の助言を必ず入れ、定点でも、長期的にもケースを評価できるという体制を持たせていくことで、専門性を担保できる。</li> <li>・ 専門職の確保の困難さが大きな課題。</li> </ul>
<p>4. 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化策</p>	<p>&lt;第1回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要対協は、関係機関としての点を線でつなぐ役割や、時系列としての点を線でつなぐ、そういった変化を見守っていくことが重要。</li> <li>・ 要対協では、対象年齢で切ってしまう支援ではなく、家庭で起きていることはすべて支援対象として対応ができるような、幅広い支援の組織づくりが今後の課題。</li> <li>・ 関係機関等による要対協の調査協力について、調査協力対象が拡大されたが、様々な機関に対して、どの程度指示ができるものなのか、マニュアルに記載することが必要。</li> <li>・ 調査協力について、担当者だけが理解しているのではなく、組織の長を含めて、組織の中で徹底してもらうことが必要。また、マニュアルに記載して、法的根拠に基づいて関係機関が協力し、当事者として協力することが全国で周知されるようになれば良い。</li> <li>・ 現場での制度構築や特に運用がどれだけ大変なことなのか具体的に考えることが必要。やる気がある自治体は懸命にやるが、やらない自治体はそれで終わってしまうため、要対協の好ましい具体案を示した方が良い。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要対協において、三層構造の中の個別ケース検討会議をどれだけ有効に機能させていけるかが、要対協の今後のあり方を左右するのではないか。</li> <li>・ 母子保健担当課や子育て支援課などが定期的に関連事業の事例検討やスーパーバイズを行い、お互いが情報や考え方を重ね合うことが大事。</li> </ul> <p>&lt;第2回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談担当者と調整機関が同一人で多忙となっているため、役割の整理分担が必要。ただし、切り離すものでもなく、互いに関連しあうという難しさがある。</li> <li>・ 要保護の中にもいろいろと段階があることを明らかにする必要がある。</li> <li>・ 要対協の調整機関で、各相談窓口からの情報を集約しながら、多面的な状況の変化を共有して、役割分担をしながら家庭への支援が行われることが必要。</li> <li>・ いろいろな相談がある中で何がリスクが高いケースが分からず、台帳に名前が載っているだけで要保護児童などという状態になりかねないため、調整機関としてしっかりとした体制の中でどこまで把握できるかが非常に重要。</li> <li>・ ケース検討会議に機能を持たせるためには、市町村の強化を図ることが重要。児童相談所の連携も含めて指導力の強化が重要な問題。</li> </ul> <p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の専門職の配置について、嘱託や非常勤でも良いとされているが、夜間の対応などを考えると、そのような職員配置では問題がある。</li> </ul>
5. 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方	<p>&lt;第1回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会資源の中には、行政や民間のもの、司法関係などの、福祉以外の社会資源などがあるため、全体の見極めが必要であり、市区町村での包括的な支援はどうあるべきかを考えることが必要。</li> <li>・ 社会・援護局から出ている「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」も見据え、それに対しても意見を言えるものを作ることが必要。(特にひとり親のワンストップセンターの構想については、ひとり親に限らず、家族機能問題として捉えるのではないか。)</li> <li>・ 人材育成に関しては、一人一人の家庭のストーリーに付き合い、それを描ける資質とそのスーパーバイザーが必要。特に、町村では、地域で困ったときにどこに相談すればよいかとのコンサルテーションシステムが必要。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政基盤に関しては、支援内容に関わらない基盤としての一律の補助金も必要だが、その上に実際に動いたものに対して財政が整えられるかという検討も必要。</li> <li>・ 保護を必要とする子どもたちのほとんどが十分な援助を受けられない状況も含めて、約9割以上の子どもたちが支援の対象になっていない状況をどうするか、今回の新たな社会的養育システムの形成が必要。</li> <li>・ 市区町村の人口規模に応じた標準的な職員構成を示していくことが重要。</li> <li>・ 市区町村のトップの意識と、国、県からの財政的な支援、人的な支援が不可欠。児童相談所から市町村への職員派遣や、市町村から児童相談所への職員の研修派遣などを進めることが必要。</li> <li>・ 市区町村と児童相談所との間で、情報を共有するための体制整備が必要。</li> <li>・ 人材確保ができるような財政の基盤の保障が必要。</li> <li>・ 地域の中でコーディネートできる存在が必要であり、長い期間にわたって関われる専門性がとても必要で、そうした人材がいることで支援がスムーズに行く。</li> <li>・ 中規模以上の市では、組織が大きくなるため、必然的に業務を振り分けてやらなければ機能しなくなるが、地域支援体制が縦割りで、有機的につながっていないことが課題。</li> <li>・ 子ども、家庭に関わる諸機関には様々な部署があるが、それぞれの勉強会というものを通して子どもたちを見てきた。(母子保健、保育、教育相談と) 全てを経験することができ、こういった継続性を持った勉強会がとても大事。</li> </ul>
	<p>&lt;第2回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村職員は、経験を積んでも、全く違う部署に異動してしまうため、ジョブローテーションのあり方を示すことが必要。</li> <li>・ 市区町村を中心に支援を行うためには、児童相談所に市区町村を支援する部署を設けることが必要。</li> <li>・ ポピュレーションという観点から新しい社会的養育を考える時に、0～6歳の子どもは、何らかの形で保育所、幼稚園等を利用していることから、そのシステムをどのように、子どものアタッチメント形成を基本とする発達保障の場にできるのかが重要。</li> <li>・ 虐待を受けた子どもたちの発達課題の問題は、極めてその修正、修復が難しく、しっかりした養育、育て直しをしないと次世代につながってしまうため、この方略は丁寧に行うべき。</li> <li>・ 基礎自治体による支援は、全ての子ども家庭を対象とし、要対協や母子保健、施設などと連携を図りつつ実施することが必要。また、それを児童相談所設置自治体が横でマネジメントを行うことが必要。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援の中でも、足りない社会資源があることを議論しなければならない。</li> <li>・小さな地域では、母子保健コーディネーター、利用者支援担当者、調整機関のコーディネーターそれぞれが役割を自覚し、ケースマネジメントができている。大きな地域では、分野毎に分かれているため、連携するシステム作りが大事。</li> <li>・地域の子どもたちについては、地域の中できちんと調査し、どのような支援が必要か考えていくことが大事。地域の実情は地域でしか把握できないため、そういった役割を果たすことが必要。</li> <li>・役所の中には膨大な情報があり、それをどうやってどのようにネットを組んで情報を取れるかということが重要。</li> <li>・情報を取ることが難しいところだという発言もあったが、これは市町村が独自でやるべき一番大事な機能と考える。</li> </ul> <p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳の交付については、保健師が産前産後のケアの支援がどこまであるのかなどを確認しながら行うことが大切。</li> <li>・家庭の状況の把握について、子育て支援課だけ、母子保健課だけ、学校教育だけではなく、相互できちんとした検討会を行うことが大事。分野を問わずして相談のワンストップサービスの構築が一つ大きなところ。公助だけではなく自助、互助、共助の仕組みを作っていくことが重要であり、子育て世代包括支援センターをどのように市町村が機能させていくかが重要。</li> </ul>
6. その他	<p>&lt;第1回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロから6歳の子どもの問題、つまり、保育園、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、そういったところにある子どもたちの問題が議論のマトーに入っていない。市町村のポピュレーションアプローチの中でもとても重要な課題であるため、ゼロから6歳の子どもたちの養育のあり方、そのシステムの問題等々についても議論いただきたい。</li> <li>・在宅における10代後半の支援というのは非常に困難なところがあり、施設入所している児童の自立だけが課題ではなく、市区町村における在宅支援の中で、10代後半の要保護児童や要支援児童への対応が、社会資源も乏しく、対応に苦慮しているので、内閣府で行っている「子供・若者育成支援」との制度のつながりも重要ではないか。</li> <li>・既に実施している施策が、新生児死亡などが減少していることの母子保健統計を見るだけで少し意味があるものだと分かる。こういった資料を使いながらいろいろなことを考えることが重要。</li> </ul>

区 分	主 な 意 見
	<p>&lt;第2回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の母子保健担当部署が前面に出て議論しなければ、在宅支援は立ち行かなくなる。</li> <li>・市町村で行っている子育て支援策の一覧を作成していただきたい。</li> <li>・地方交付税交付金について、母子保健や児童福祉に関する部分での交付税がどの程度なのかお示しいただきたい。</li> </ul>
	<p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターは、機能設置でも良いとした場合でも、どの機関がどの内容を担うのか、住民に公示するなどの指導や推奨が必要。</li> <li>・児童相談所のスーパーバイザーは、児童相談所のみならず、市町村が持っているケースのスーパーバイズの責任も負った方が良い。</li> <li>・共通アセスメントシートは、チェックリストを渡して終わりではなく、市町村と児童相談所が共同で作成しなければならない。また、その使い方も、研修を通して、理解を進める必要がある。</li> <li>・虐待事例への対応は、多職種、多機関で対応しなければならない。共通アセスメントシートは個別ケース検討会議など、協議の際の共通の言葉として用いるべき。</li> <li>・共通アセスメントシートを、共同で作成することは現実的には無理だが、各機関で共通シートを持っていれば、第1段階のチェック漏れはなくなるため共通シートは必要。</li> <li>・共通アセスメントシートは、合同で会議をするタイミングと、初期アセスメントとケアプランを立てるときのアセスメントは分けた方が良い。</li> <li>・合同でアセスメントをして、ケアプランも共有する会議を持つこととし、拠点の機能とかませることが必要。</li> <li>・児童相談所の指導委託について、指導委託する場合は、ケアプランも共有して委託する。措置解除の時も含めてケアプランを共有できるようにすることが必要。児童相談所も地域と繋がるようにしなければならない。</li> <li>・具体的にどう連携するのか、実際の支援がどうおこなえるのか、自治体が責任を持ってやれることは何だ、責任を果たすとしたらどういうことを示す、共同の指針が必要。</li> <li>・指導措置の委託は、児童相談所の責任であり、支援計画も児童相談所が作らなければならない。通常の支援の場合には、市町村が中心となって、関係機関の共通アセスメントもあるため、別に考えた方が良い。</li> </ul>